

ハム類に関する 個別品目ごとの表示ルール の見直しの検討について

- 1 ハム類の個別ルール
- 2 業界団体等の要望の概要

令和7年10月

消費者庁食品表示課

1 ハム類の個別ルール

未検討の品目 ●：ルールあり、－：ルールなし、△：検討中

個別的義務表示がある品目	別表第3	別表第4				別表第5	別表第19	別表第20	別表第22
	食品の定義	横断的義務表示事項に係る個別ルール				名称規制	加工食品の 個別的義務 表示	表示の 様式・方法	表示禁止 事項
		名称	原材料名	添加物	内容量				
ハム類	●	●	●	－	－	●	－	－	●
プレスハム	●	●	●	－	－	●	●	●	●
混合プレスハム	●	●	●	－	－	●	●	●	●
ソーセージ	●	●	●	－	－	●	●	●	●
混合ソーセージ	●	●	●	－	－	●	●	●	●
ベーコン類	●	●	●	－	－	●	－	－	●

令和7年1月以降個別分科会にて一度検討済みの品目 ●：維持、△：一部改正、×：廃止、■：ルールなし

個別的義務表示がある品目		別表第3	別表第4				別表第5	別表第19	別表第20	別表第22
		食品の定義	横断的義務表示事項に係る個別ルール				名称規制	加工食品の 個別的義務 表示	表示の 様式・方法	表示禁止 事項
			名称	原材料名	添加物	内容量				
第8回	果実飲料	△	△	検討	×			△	△	検討
	豆乳類	●	●	×	×		●	△	●	×
第9回	乾燥スープ	△	●	×	×	×	●	×	×	検討
	風味調味料	△	検討	×				×	×	×
	しょうゆ	●	●	×			●			△
第10回	凍り豆腐	●	●	×	×	×		×	×	×
	乾めん類	●	●	×	×	×		△	△	●
第11回	削りぶし	△	△	×		×	×	×	×	×
	煮干魚類	●	●	×		×				×
	食酢	●	●		×		×	△	△	△
第12回	ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料	△	△	×		×	△			×
	食用植物油脂	△	△	×			×			△
	農産物漬物	△	●	△						×
第13回	トマト加工品	△	●	△			△	△	△	×
	にんじんジュース及びにんじんミックスジュース	●	●	△			●			×
	ウスターソース類	●	●	△			●			×

個別的義務表示がある品目		別表第3	別表第4				別表第5	別表第19	別表第20	別表第22
		食品の定義	横断的義務表示事項に係る個別ルール				名称規制	加工食品の 個別的義務 表示	表示の 様式・方法	表示禁止 事項
			名称	原材料名	添加物	内容量				
第1回	調理冷凍食品	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第2回	チルドハンバーグステーキ	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	チルドミートボール	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	チルドぎょうざ類	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第3回	みそ	●	●	—	—	—	●	—	—	●
	炭酸飲料	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第4回	即席めん	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	マカロニ類	●	●	—	—	—	●	—	—	—
	ジャム類	●	●	—	—	—	—	●	—	●
第5回	うに加工品	●	●	—	—	—	●	●	—	—
	うにあえもの	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	乾燥わかめ	●	●	●	—	—	●	—	—	●
	塩蔵わかめ	●	●	●	—	—	●	●	●	●
第6回	農産物缶詰及び農産物瓶詰	●	●	—	—	—	—	●	●	—
	畜産物缶詰及び畜産物瓶詰	●	●	—	—	—	—	●	●	—
	調理食品缶詰及び調理食品瓶詰	●	—	—	—	—	—	●	—	—
第7回	レトルトパウチ食品	●	—	—	—	●	—	—	—	●
	魚肉ハム及び魚肉ソーセージ	●	●	—	—	—	●	—	—	—
	パン類	●	●	—	—	—	—	—	—	—
	マーガリン類	●	●	—	—	—	●	●	●	—

↑ ここまで令和6年3月28日に基準改正済み ↑

○別表第3：食品表示基準の対象となる食品に係る定義

食品	用語	定義
ハム類	骨付きハム	次に掲げるもの（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。 一 豚のももを骨付きのまま整形し、塩漬し、及びくん煙し、又はくん煙しないで乾燥したもの 二 一を湯煮し、又は蒸煮したもの 三 サイドベーコンのももを切り取り、骨付きのまま整形したもの 四 一、二又は三をブロック、スライス又はその他の形状に切断したもの
	ボンレスハム	次に掲げるもの（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。 一 豚のもも肉を整形し、塩漬し、骨を抜き、ケーシング等で包装し又は包装しないで、くん煙し、及び湯煮し、若しくは蒸煮したもの又はくん煙しないで、湯煮し、若しくは蒸煮したもの 二 豚のもも肉を分割して整形し、塩漬し、ケーシング等で包装し又は包装しないで、くん煙し、及び湯煮し、若しくは蒸煮したもの又はくん煙しないで、湯煮し、若しくは蒸煮したもの 三 一又は二をブロック、スライス又はその他の形状に切断したもの
	ロースハム	次に掲げるもの（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。 一 豚のロース肉を整形し、塩漬し、ケーシング等で包装し又は包装しないで、くん煙し、及び湯煮し、若しくは蒸煮したもの又はくん煙しないで、湯煮し、若しくは蒸煮したもの 二 一をブロック、スライス又はその他の形状に切断したもの
	ショルダーハム	次に掲げるもの（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。 一 豚の肩肉を整形し、塩漬し、ケーシング等で包装し又は包装しないで、くん煙し、及び湯煮し、若しくは蒸煮したもの又はくん煙しないで、湯煮し、若しくは蒸煮したもの 二 一をブロック、スライス又はその他の形状に切断したもの
	ベリーハム	次に掲げるもの（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。 一 豚のばら肉を整形し、塩漬し、ケーシング等で包装し又は包装しないで、くん煙し、及び湯煮し、若しくは蒸煮したもの又はくん煙しないで、湯煮し、若しくは蒸煮したもの 二 一をブロック、スライス又はその他の形状に切断したもの
	ラックスハム	次に掲げるもの（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。 一 豚の肩肉、ロース肉又はもも肉を整形し、塩漬し、ケーシング等で包装し又は包装しないで、低温でくん煙し、又はくん煙しないで乾燥したもの 二 一をブロック、スライス又はその他の形状に切断したもの

○別表第4：横断的義務表示事項に係る個別のルール

食品	表示事項	表示の方法
ハム類	名称	次に定めるところにより表示する。 一 骨付きハムにあっては「骨付きハム」と、ボンレスハムにあっては「ボンレスハム」と、ロースハムにあっては「ロースハム」と、ショルダーハムにあっては「ショルダーハム」と、ベリーハムにあっては「ベリーハム」と、ラックスハムにあっては「ラックスハム」と表示する。 二 ブロック、スライス又はその他の形状に切断して容器包装に入れられたものにあっては、一に定める表示の文字の次に、括弧を付して、「ブロック」、「スライス」等その形状を表示する。
	原材料名	使用した原材料を、次の一及び二の区分により、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、それぞれ一及び二に定めるところにより表示する。 一 原料肉は、骨付きハム及びボンレスハムにあっては「豚もも肉」と、ロースハムにあっては「豚ロース肉」と、ショルダーハムにあっては「豚肩肉」と、ベリーハムにあっては「豚ばら肉」と、ラックスハムにあっては「豚肩肉」、「豚ロース肉」又は「豚もも肉」と表示する。 二 原料肉以外の原材料は、次に定めるところにより表示する。 イ 「食塩」、「砂糖」、「植物性たん白」、「卵たん白」、「乳たん白」、「たん白加水分解物」、「香辛料」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあっては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあっては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあっては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・高果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。 ロ 使用した砂糖類が2種類以上の場合は、イの規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、括弧を付して、「砂糖、水あめ」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合にあっては、「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。

○別表第5：名称規制に係る食品及びその名称

	食品	名称
ハム類	骨付きハム	骨付きハム
	ボンレスハム	ボンレスハム
	ロースハム	ロースハム
	ショルダーハム	ショルダーハム
	ベリーハム	ベリーハム
	ラックスハム	ラックスハム

○別表第22：個別食品に係る表示禁止事項

食品	表示禁止事項
ハム類	1 「特級」、「上級」又は「標準」の用語と紛らわしい用語 2 品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語。ただし、品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語については、品評会等で受賞したものと同一仕様によって製造された製品であって受賞年を併記してあるものに表示する場合は、この限りでない。

項目	見直し要望	
別表 3 定義	一部改正	定義があることにより、他の食品との区別を明確にしているため現状維持を希望。 ただし、骨付きハムの定義のうち、今回廃止を要望するサイドベーコンに関する定義を削除。
別表 4 個別ルール（名称）	一部改正	定義と合わせ現状維持を希望。 ただし、形状については外観から判断できるため削除。
別表 4 個別ルール（原材料名）	廃止	横断ルールに統一とし削除。
別表 5 名称規制	現状維持	類似商品と区別するため現状維持を希望。
別表22 表示禁止事項	廃止	横断的な表示禁止事項や景品表示法を参考に判断できると考えられるため削除。